

人材紹介手数料の変換

1. 採用内定後、採用決定者が、求人会社への入社に至らなかった場合には、弊社は求人会社から受領した当該採用決定者についての紹介手数料の全額を求人会社に返還することとし、採用決定者が入社に至らなかったことにつき損害賠償金など一切の補償を行わない。
2. 採用決定者が、入社後 3 カ月以内に退職した場合は、弊社は求人会社から受領した当該採用決定者についての紹介手数料の 50%を求人会社に返還する。但し、求人会社の当該採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なる場合、又は労働基準法等の法令違反に起因する退職の場合その他当該採用決定者の退職が求人会社の責めに帰すべき事由に基づく場合はこの限りではない。